

岸和田市男女共同参画推進計画 <平成26年度実施計画推進状況（実績報告）>

【基本課題V】 DV防止対策と被害者支援の仕組みづくり <DV対策基本計画>

1. DV被害の早期発見・相談体制の整備充実

基本課題	基本施策	施策の方向	平成26年度実施計画	平成26年度実績報告	担当課	
V	1	① ア	DV被害者の早期発見の仕組みづくり	窓口業務を通して、職員一人ひとりがDV被害者であるかの一定の判断ができ、相談・支援窓口へつなげていける体制を目指す。	研修会の案内を課内で供覧し、DVについて理解してもらえるよう研修会への参加を促した。	納税課
V	1	① ア	DV被害者の早期発見の仕組みづくり	窓口業務でDV被害者から相談があった場合は、DV相談窓口を適切に案内します。	家庭児童相談の中でDV被害を受けているものと判断されるものについては人権推進課へ連絡を入れるとともに、必要に応じて協働対応を実施している。	児童育成課
V	1	① ア	DV被害者の早期発見の仕組みづくり	市営住宅の既存入居者及びその他の来庁者において、DV被害のおそれがある者が見受けられた場合には、相談・支援窓口を紹介または連絡し、被害の拡大を未然に防ぐ。	該当する事項なし	建築住宅課
V	1	① ア	DV被害者の早期発見の仕組みづくり	課内ではDVに関する資料を配布し、DVについての意識を高め、業務等の中でDV被害相談があった場合は相談・支援窓口へ繋いでいく。	DVに関する情報を課内掲示板に掲示し、課内職員への啓発を行った。業務内でDV被害等の相談があれば人権推進課等へ連絡ができるよう課内での周知に努めた。	上水道工務課
V	1	① イ	DV被害者の早期発見の仕組みづくり	市内医療機関等、虐待対応課等にDV早期発見のための協力依頼をする。	●岸和田市医師会所属医療機関（150ヵ所）に、DV相談窓口等の案内チラシやカードの掲示・配架を依頼した。 ●相談窓口担当者会議で、関係機関が集まりDV被害者の早期発見、支援を図られるよう依頼した。	人権推進課
V	1	① ウ	DV被害者の早期発見の仕組みづくり	DV相談窓口を記載したカード、パンフレットを公共施設等に配架し、相談窓口の周知に努める。	●DV相談窓口を記載したカード、パンフレット等を公共施設や病院などに配架し、相談窓口の周知に努めた。 ●男女共同参画フォーラム開催チラシの裏面にDV相談窓口について記載し、全戸配布して啓発に努めた。	人権推進課
V	1	① ウ	DV被害者の早期発見の仕組みづくり	●センターニュースや市広報により、女性センターで実施している各種相談の周知を図る。 ●DV・電話・面接相談のパンフレット等を講座参加者・来館者に配布し、相談窓口の周知する。 ●市内公共機関にセンターニュースや相談窓口案内冊子等の配架を依頼している。 ●センターニュースや相談窓口案内冊子を市内の医療機関に送付し、医療機関の窓口へ配架を依頼して周知を図っている。	●センターニュースや市広報により、女性センターで実施している各種相談の周知に努めた。 ●DV・電話（月・火・木・土曜日の10時から16時まで）面接相談（第2・4金曜日要予約）のパンフレット等を講座参加者・来館者に配布し、相談窓口の周知に努めた。 ●市内公共機関にセンターニュースや相談窓口案内冊子等の配架を行った。 ●センターニュースや相談窓口案内冊子を市内の医療機関に送付し、医療機関の窓口へ配架を依頼して周知を図った。	人権推進課（女性センター）

基本課題	基本施策	施策の方向	平成26年度実施計画	平成26年度実績報告	担当課	
V	1	② ア	D V被害者の相談体制の整備・充実	●引き続きDV相談体制を充実させる。 ●DV総合相談窓口として、DV相談室で様々な手続きができるようにする（ワンストップサービスの充実）。	●DV相談室とDV専用電話の相談件数148件（内、電話相談72件） ●弁護士相談月1回実施（4人まで）件数21件 ●DV相談室へ相談に来られた場合は、関係課に協力してもらい、DV相談室で様々な手続きをしている。	人権推進課
V	1	② ア	D V被害者の相談体制の整備・充実	D V相談には、相談者の安全が確保できる場所や個人情報保護に配慮して対応する。	●DV相談には、他の利用者と会うことがないように配慮している。 ●職員2名で相談を受けることを基本としている。 ●相談者の個人情報等などの記録は、施錠できる収納場所に保管し、管理している。	人権推進課（女性センター）
V	1	② イ	D V被害者の相談体制の整備・充実	D V被害者覚知後の相談や関連機関への連絡・連携体制等を強化する。	病院では、医療ソーシャルワーカーが相談窓口となり、DV被害者への情報提供や相談を行っている。相談者本人の意思を確認したうえで、必要に応じて警察や子ども家庭センターへ連絡を行っている	経営管理課
V	1	② イ	D V被害者の相談体制の整備・充実	●DV相談を受けた時には、警察や配偶者暴力相談支援センター（大阪府女性相談センター、大阪府岸和田子ども家庭センター）等の関係機関との連携強化を図る。 ●関係各課で相談窓口担当者会議を開催し、連携を強化する。	各課の窓口でDV相談を受けた場合、DV相談窓口へ案内してもらったり、DV相談電話を案内してもらいなどして連携している。また、日ごろから連携が図られるよう、DVブロック別連絡会、相談窓口担当者会議等で情報交換を行っている。	人権推進課
V	1	② イ	D V被害者の相談体制の整備・充実	男女共同参画担当や庁内相談窓口と連携を強化し、相互に協力して対応する。大阪府岸和田子ども家庭センター・岸和田警察・大阪地方裁判所岸和田支部等と連携し、情報提供を受けることと併せて各機関の事業案内等を相談員研修として実施する。	●男女共同参画担当や庁内相談窓口と連携を強化し、相互に協力して対応している。 ●相談窓口担当者会議等に参加し、大阪府岸和田子ども家庭センター・岸和田警察・大阪地方裁判所岸和田支部等と連携し、情報提供を受けることと併せて各機関の事業案内等を相談員に案内した。	人権推進課（女性センター）
V	1	② ウ	D V被害者の相談体制の整備・充実	D V対策関連の会議または研修への参加による相談員の人材育成を図る。	実務担当者が研修会に参加し、被害者支援及び加害者対応について学んだ。6/19研修会「DV被害者支援について」1名参加	経営管理課
V	1	② ウ	D V被害者の相談体制の整備・充実	D Vに対する認識を高めるため、DV啓発のDVDを上映する課内研修を行う。	人権推進課より借りたDVDを浄水課会議室にて上映し、11人参加で研修を行った。	浄水課
V	1	② ウ	D V被害者の相談体制の整備・充実	●講座や研修会へ参加し、相談員の資質の向上を図る。 ●DVに関する正しい知識を習得するとともに、二次被害を防止するため、職員向けの研修会を開催する。 ●既存の制度等を利用し、相談員の心理的ケアに配慮する。	●相談員の資質向上のため、研修会へ参加：女性のための相談事業に関わる担当者のための研修、DV被害者の地域支援者養成講座、全国婦人相談員・心理判定員研究協議会 ●職員向け研修会の実施【Ⅱ-3-②-ア】参照	人権推進課

基本課題	基本施策	施策の方向	平成26年度実施計画	平成26年度実績報告	担当課	
V	1	② ウ	D V被害者の相談体制の整備・充実	<p>●国の教育機関ヌエック（5月）・大阪府ドーンセンター（5・6月）・近隣で実施されるDV相談に関する研修会や講座については、積極的に受講し、その内容についてはスタッフのミーティング等で報告するなど、研修内容がDV相談に生かせるよう努力する。</p> <p>●電話相談については毎月1回相談事例の検討や研究を実施することと、併せて関連の研修等に参加することで相談員のスキルアップを図る。 ●二次被害防止と個人情報保護を保護する等、職員研修やミーティングで周知徹底する。</p>	<p>●国立女性教育会館（5月）・大阪府男女共同参画・青少年センター（5・6月）・近隣で実施されるDV相談に関する研修会や講座を受講し、その内容をスタッフ全員が講座企画やDV相談に生かせるようミーティング等で共有するよう努めた。 ●電話相談については隔月に1回、臨床心理士による相談事例の検討や研究を実施することと併せて、女性センターの主催講座や保健所など関連機関の研修等に参加することで相談員のスキルアップに努めた。 ●二次被害防止と個人情報保護を保護する等、相談員月例研修会や職員ミーティングで周知徹底を行った。</p>	人権推進課（女性センター）

2. DV被害者への支援体制づくり

V	2	① ア	D V被害者の安全確保及び支援体制の強化	ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為などの被害者への支援措置として「住民票の写し」及び「戸籍の附票の写し」の交付や閲覧の制限を行う。	当初の計画どおり交付や閲覧の制限を行っております。	市民課
V	2	① ア	D V被害者の安全確保及び支援体制の強化	●DV被害者の所在情報について、徹底的な保護に努めます。 ●DV被害者の保護のため、住所変更に関係なく新たな生活地での介護保険加入について、市町村間で調整を図ります。	●情報保護：随時実施。事務支援システムにおいて「特別事情」に入力するとサイン有 ●住登外加入：1件	介護保険課
V	2	① ア	D V被害者の安全確保及び支援体制の強化	D V被害により、加害者から身を隠し居住する者には、関係各部署との連携を以てその個人情報等が漏洩することのないよう配慮する。	該当する事項なし	建築住宅課
V	2	① ア	D V被害者の安全確保及び支援体制の強化	●緊急の場合、大阪府女性相談センターに被害者の一時保護を依頼する。 ●一時保護の際、保護所までの同行支援を行う。 ●関係機関と連携し、加害者に被害者の個人情報が漏れないよう研修実施などにより徹底する。	●大阪府女性相談センターへの一時保護依頼件数1件→保護に至らず。他機関と連携し他機関が依頼3件 ●関係機関との連携、情報の共有を図り、加害者に被害者の個人情報が漏れないよう努めている。	人権推進課
V	2	① ア	D V被害者の安全確保及び支援体制の強化	被害者の安全確保とその個人情報の保護。警察や子ども家庭センターなど関係機関と連携し、被害者支援する。	●【V1-②ーア及びイ】参照	人権推進課（女性センター）
V	2	① イ	D V被害者の安全確保及び支援体制の強化	D V被害者（母子）が一時保護された後、入所が必要と認められる場合、関係機関と連携し母子生活支援施設の入所及び自立に向けた支援、関係する社会資源の情報提供を行います。	一時保護後の面接を3件を実施した。その内2件が母子生活支援施設を利用。一時保護中には、女性相談センターと連携し支援方法の検討を行った。3月末現在の入所世帯は3世帯で、施設と連携し自立に向けて支援を実施継続している。	児童育成課

基本課題	基本施策	施策の方向	平成26年度実施計画	平成26年度実績報告	担当課	
V	2	① イ	D V被害者の安全確保及び支援体制の強化	市営住宅は当初住宅難の解消を目的とし、家族向けの供給を前提に設計されていたため、申込資格に「同居親族を伴うこと」が規定されていた。その後、昭和55年法改正により、高齢者・身体障害者の単身入居が可能となり、平成17年政令改正により、D V被害者も単身入居が可能となったが、本市においては単身者用の住戸が存在せず、居住面積の小さい住戸へ高齢者に限って単身入居を認めてきた。平成24年条例・規則改正により、単身入居要件を具体的に明示することとし、その中にD V被害者を含むものとした。今年度は一般入居募集の際に、D V被害者を明記し、単身受入を可能とする。その際に、情報漏えい等がないように十分に配慮する。	平成26年7月時空家募集に、単身入居用件にD V被害者を含むと明記した。なお、該当する申込者はなかった。	建築住宅課
V	2	① イ	D V被害者の安全確保及び支援体制の強化	●関係機関と連携し、被害者に対して適切な情報提供及び自立支援を行う。 ●迅速・丁寧な情報提供及び自立支援が行えるよう、各課へ協力を依頼する。	庁内関係課、大阪府女性相談センター、子ども家庭センター、警察などの関係機関と情報を共有し、自立のための支援を行っている。また、日ごろから支援のため関係機関への協力を依頼している。	人権推進課
V	2	① イ	D V被害者の安全確保及び支援体制の強化	●被害者が必要とする情報の提供をおこなう。 ●自立支援やD V・男女共同参画関連の講座等を知らせ、電話相談や面接相談等も案内し、自立に向けた支援を実施する。	【V-1-①-ウ】参照	人権推進課（女性センター）
V	2	① ウ	D V被害者の安全確保及び支援体制の強化	●警察や配偶者暴力相談支援センター（大阪府女性相談センター、大阪府岸和田子ども家庭センター）との連携の強化を図る。 ●関係各課で相談窓口担当者会議を開催し、連携を強化する。	各課の窓口でD V相談を受けた場合、D V相談窓口へ案内してもらったり、D V相談電話を案内してもらうなどして連携している。また、日ごろから連携が図られるよう、D Vブロック別連絡会、相談窓口担当者会議等で情報交換を行っている。	人権推進課
V	2	① ウ	D V被害者の安全確保及び支援体制の強化	被害者の安全確保とその個人情報の保護に配慮しつつ、警察や子ども家庭センターなど関係機関と連携し、被害者支援を行なう。	●【V1-②-ア及びイ】参照	人権推進課（女性センター）
V	2	① エ	D V被害者の安全確保及び支援体制の強化	岸和田市配偶者暴力相談支援センターの設置に向け、検討を行うために、先進市へのヒアリング実施など情報収集に努める。	岸和田市配偶者暴力相談支援センターの設置に向け、検討を行うために、先進市へのヒアリング実施など情報収集に努めた。	人権推進課

3. D V根絶に向けての啓発の推進

V	3	① ア	D Vに関する市民への啓発の推進	D Vについての理解を深めるための研修会等を開催しD Vに関する啓発を充実させる。	【I-4-②-ア】参照	人権推進課
---	---	-----	------------------	---	-------------	-------

基本課題	基本施策	施策の方向	平成26年度実施計画	平成26年度実績報告	担当課	
V	3	① ア	DVに関する市民への啓発の推進	●DV防止の講座等を開催し、広く市民にDVの実態を周知する。市内の施設等での出前講座に於いてもDVの実情を広く市民に伝える。●人権教育課とともに、女性リーダー及び幼・小・中・高校の男女共生教育担当者を対象に8月5日に研修会を開催する。●女性センターで実施する講座等においてもDVの実情を伝え、防止の啓発する。●DV防止に関する図書・資料・雑誌・ビデオ等の貸出しに注力し、啓発する。	●DV防止の講座11月8日に傷つけあう家族～DV・虐待の連鎖を断ち切るために～と題して開催し、実体験を克服し被害者支援のNPOを立ち上げ、広く活動をしている藤木美奈子さんを講師に、市民にDVの実態を周知した。●7月15日に旭地区公民館家庭教育学級への出前講座に於いてもDVの実情を広く市民に伝えた。●女性センター登録グループで、DV防止・被害者を支援する取り組みを考えるグループ「ほっと&LOVE」の活動を支援し、2月19日にデートDVに関するワークショップを開催。●DV防止に関する図書・資料・雑誌・ビデオ等の貸出しに注力し、啓発を行った。	人権推進課（女性センター）
V	3	① イ	DVに関する市民への啓発の推進	男女が平等な関係性を築くことができるよう、各種研修会などを通じて教職員の資質向上に努める。	人権教育担当者会（年2回）、人権教育研修（年3回）をはじめ、各種研修および校内研修において、教職員の資質向上に取り組んだ。	人権教育課
V	3	① イ	DVに関する市民への啓発の推進	デートDV予防啓発冊子、啓発用クリアファイルを学校、地域に配布し、若年層に対しデートDVに関する啓発を行う。	デートDV予防啓発冊子、啓発用クリアファイルを中学・高校に配布し（1,090枚）、若年層に対しデートDVに関する啓発を行った。	人権推進課
V	3	① イ	DVに関する市民への啓発の推進	●人権教育課とともに、女性リーダー及び幼・小・中・高校の男女共生教育担当者を対象に8月5日に研修会を開催する。●女性センターで実施する講座等において、デートDVの冊子を活用し、DVの実情を伝え、防止の啓発をおこなう。●DV防止に関する図書・資料・雑誌・ビデオ等の貸出しに注力し、啓発する。昨年同様にソロプチミスト大阪一南から支援を受け、DV関連の図書を充実させる。	●【Ⅱ-2-①-1及びV-3-①-ア】参照 ●ソロプチミスト大阪南から寄附により、DV関連の図書及びDVDを充実させた。	人権推進課（女性センター）
V	3	① ウ	DVに関する市民への啓発の推進	DV防止に関するチラシの設置、配布の拡充に努め、啓発を図る。	DV関係資料を集め、ロビーや図書館内、トイレ等に設置し、啓発を図った。	山直市民センター
V	3	① ウ	DVに関する市民への啓発の推進	DV防止に関するポスター等の掲示、チラシの配布に努め、広く市民にDV防止の啓発をする。	DV関係等のポスターの掲示及びチラシを市民センター内に配架し市民への啓発を行った。	桜台市民センター
V	3	① ウ	DVに関する市民への啓発の推進	DV防止のポスター等を、競輪場内の掲示可能な場所に掲示することにより啓発を行う。	岸和田競輪場内のチャイルドルームに、DV相談窓口に関するちらしを掲示している。	公営競技事業所
V	3	① ウ	DVに関する市民への啓発の推進	院内掲示やパンフレットの備え付けにより、来院された市民の方への周知および啓発を行う。	DV相談窓口の案内カードを1F女子トイレ3ヶ所（初診窓口付近、エスカレータ付近、救急付近）に計140部設置。平成27年3月30日時点で残27部となっていることを確認した。	医療マネジメント課

基本課題	基本施策	施策の方向	平成26年度実施計画	平成26年度実績報告	担当課
V	3	① ウ DVに関する市民への啓発の推進	「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせ、広報や市ホームページ等によるPRを実施するとともに、DV防止のための啓発物品を広く配布するなど、DV根絶に向けた啓発を行う。	「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせ、広報や市のホームページで啓発に努めた。また、DV防止のための啓発物品を広く配布（街頭啓発で1,660個、その他イベント等で1,630個）するなど、DV根絶に向けた啓発を行った。	人権推進課
V	3	① ウ DVに関する市民への啓発の推進	●女性センターで実施する講座等においてDVの実情を伝え、防止の啓発をおこなう。 ●DV防止に関する図書・資料・雑誌・ビデオ等の貸出しに注力し、啓発する。 ●DV防止の活動をおこなう登録グループに対し、情報提供や助言などの支援を行い、グループ生が地域でDV防止の活動ができるよう協力する。	●【I-4-②-ア及びV-3-①-ア】参照	人権推進課（女性センター）